

平成 2 4 年 1 2 月

# 太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成24年太宰府市議会第4回（12月）定例会 建設経済常任委員会〕

平成24年12月7日

午 前 10時 00分

於 全員協議会室

|      |        |                                |
|------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第55号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第56号 | 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第3 | 議案第57号 | 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第3 | 議案第58号 | 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について    |

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 後 藤 邦 晴 議員 | 副委員長 | 原 田 久美子 議員 |
| 委 員 | 村 山 弘 行 議員 | 委 員  | 橋 本 健 議員   |
| 〃   | 芦 刈 茂 議員   | 〃    | 陶 山 良 尚 議員 |

※橋本健委員は議案第58号の審査途中、退席

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

|           |         |        |         |
|-----------|---------|--------|---------|
| 建 設 部 長   | 神 原 稔   | 上下水道部長 | 三 笠 哲 生 |
| 地域づくり担当部長 | 今 泉 憲 治 | 都市整備課長 | 今 村 巧 児 |
| 建 設 課 長   | 伊 藤 勝 義 | 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 施 設 課 長   | 加 藤 常 道 | 観光交流課長 | 篠 原 司   |
| 商工農政課長    | 大 田 清 蔵 |        |         |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 齋 藤 廣 之 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記    | 花 田 敏 浩 |         |         |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（後藤邦晴委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は本会議において、当委員会に審査付託されました条例の一部改正3件、補正予算1件、合計4議案の審査を行います。審査の順序は、お手元に配付しております日程の順とします。

ただちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第1、議案第55号、「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本議案は当委員会と総務文教常任委員会に分割付託されています。それでは当委員会所管分について、執行部の補足説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 議案第55号、議案書は22ページ、新旧対照表は5ページでございます。議案第55号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例のうち、佐野東地区まちづくり構想検討委員会につきまして、これまでの経過を合わせて、ご説明をさせていただきます。佐野東地区につきましては、JR新駅の設置が課題となる中、平成21年3月の施政方針のもの、平成23年11月25日、向佐野区水利組合及び農事組合の役員、農業委員、向佐野区自治会長の9名で構成します佐野東地区まちづくり懇話会を設置するに至っております。懇話会の開催につきましては2回となりましたものの、平成21年4月以降、水利組合、農事組合役員を相手方といたしまして、協議を重ねてまいりました。これが3年あまりに渡ります経過、懇話会でのご意見、課題等受けまして、新駅を含めた佐野東地区のまちづくり構想を策定するに当たりまして、新たに佐野東地区まちづくり構想検討委員会を附属機関として設置いたしまして、調査、審議いただくものです。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 確認ですが、今、課長が言われました懇話会について、地元の人たちには今から説明されるのか、条例改正があつてされるのか、地元にもこういうことでリセットというか、新しい組織でいきますという話なのか、一般質問やろうと思つてますけども、地元に対する説明といいますか、懇話会から検討委員会にかわっていくという。附属機関になりますという話も条例が改正されたのちに行かれるのか、こういうことでいこうという構想、思いと

いうか、事前の説明というか、それはされたのか、これが終わってされるのか。やっぱり地元にも、地元は平成21年からきておりましたから、その辺はどういうふうになってるのかなって思います。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 本案につきましては、議案をご提案する段階で私どもの考え方につきましては、懇話会の窓口につきましては継続して置いていただけるというお話を承っておりますので、向佐野水利組合長さんが窓口となっていていただいておりますので、事前にお伝えをしてきております。

以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） ほかにございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） この設置されるのは結構なんですけど、人員構成、どういう方をお考えになっているのか、何人ぐらい。実際に人選にあたっておられるのか、お願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 委員会につきましては規則におきまして、識見を有する者4人いない、また市長が適当と認める者6人以内ということで、計10人以内の委員で組織したいと考えております。中身につきましては都市計画に関する識見者、関係団体などで組織を考えております。人選につきましては議決後に検討いたしたいと考えております。

○委員長（後藤邦晴委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第56号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第2、議案第56号、「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） それでは今回の改正につきましては、市長の提案理由にありましたように地方分権第2次一括法の施行に伴う条例の改正となっております。改正の内容でありますけれども、水道法に定められております基準を参酌して条例で定めるということになっておりますけれども、従来どおり継続性も重要だということです、水道法に則った基準どおり条例を今回、改正をさせていただいております。施行日は平成25年の4月1日としておるのでございます。説明は新旧対照表でさせていただきたいと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。まず目次ですけれども、今回の改正の趣旨になります、第7章ですけれども、布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準、これを条例の中に織り込むというものでございます。この条例は第3条からなっております。第1条の目的ですけれども、先ほど言いました趣旨に当たる部分、ここが改正案のほう、下線を引いておりますけれども、そこに挿入をするということでございます。

次に第7章が今回の改正の内容を追加した部分でございます。第41条ですけれども、これが布設工事監督者を配置する基準ということで、書いてあるとおりですけれども、概略説明いたしますと、7ページ、1行目になりますけれども、最後のほうから、水道施設を新設する、又は次の各部に掲げるような増設、又は改造する場合には布設工事監督者を配置しなければならないというような条例が下ということでございます。これも先ほど冒頭で申しましたように水道法施行令に定められたとおり定めております。

次の第42条ですけれども、これは先ほどの敷設工事監督者の資格基準を定めるものでございます。これは8号からなっておりまして、知識とそれに応じた実務経験年数で区分するというようになっております。ちなみに第1号説明いたしますと、大学で土木工学科の中の水道工学とか、そういう水道専門の工学を修めて修了した場合は2年以上実務経験が必要だという基準になります。第2号では土木工学科であるけれども、水道工学以外の科目を修めて卒業した場合には3年以上と、そういったことで8号まで定められていると。ちなみに第5号ですけれども、そういう学歴といいますか、専門の課程を卒業していなくても10年以上実務経験があればこの布設工事監督者の資格基準とみなすということになっております。太宰府市におきまして、施設課のほうにこの工事に携わる職員がおりますけれども、1号該当の職員が2名、4号該当の職員が2名、5号該当の職員が1名、計5名が資格を持っているということでございます。

続きまして第43条の水道技術管理者の資格ですけれども、これも先ほどと同じように定められてものでございまして、これが第6号までになっております。第42条のほうで布設工事監督者の資格を持っている方は水道技術管理者の資格もあるとみなすということが第1号でござい

ます。あと、第2号以降は、記述されておりますとおり、先ほどの学歴と実務経験年数で区分されたということでございます。ちなみに施設課の職員のほうでこれに該当する職員は1号該当が先ほどの5人、それから3号該当でいいますと6人、6号該当が2人と。述べて13人ですが、重複する部分ありますので、それを除きますと9人がこの資格基準にあるということでございます。この水道技術管理者は市長が1名選任するというふうになっておりまして、現在、施設課長が選任されております。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第57号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第3、議案第57号、「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） 下水道条例につきましても、先ほどの水道事業給水条例と同じような内容でございます。新旧対照表で説明させていただきたいと思います。10ページをお開きください。まず第1条の趣旨ですけど、これが今回の改正の趣旨になります部分で、1行目の最後のほうですね、施設の構造の基準等、これを条例で定めるということでございます。第2条の用語の定義ですけども、この施設の構造といいますのが、排水施設の構造の基準となりますので、排水施設という文言をこの中に挿入する。これが二箇所ございます。それから次に、第42条の2、排水施設の構造の技術上の基準でございます。これが下水道法施行令に定められ

ておりますとおりに定めております。先ほどと同じように継続性が重要であるということで、従来どおりの内容だということでございます。第42条の2につきましては……。すみません24条です。申し訳ございません。24条ですね。排水施設の構造の技術上の基準というのを1号から10号まで定められております。これが先ほど言いましたように下水道法施行令で定められたとおりに定めております。24条の3につきましては、その適用除外ということで、これは仮設の公共下水道、それから緊急の公共下水道については、これは適用しませんというような適用除外項目でございます。続きまして25条の2から最後の27条まで、ここは管きょあるいは暗きょという文言ですけれども、今まで漢字で渠という字を表示しておりましたけれども、これが常用漢字にない分は使用しないという市の方針がありますので、それに合わせて平仮名に変更をさせていただいたという部分でございます。

今回の改正の内容は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（後藤邦晴委員） 日程第4、議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分を議題とします。

おはかりします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、歳入の補正予算を同時に説明したほうが分かりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思います

が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては歳入の補正予算を同時に説明したほうが分かりやすい項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書14、15ページをお開きください。

2款2項3目、交流費の国際交流関係費についてです。

補足説明をお願いします。

観光交流課長。

○観光交流課長（篠原司） それでは細目300、国際交流関係費、25節、積立金の国際交流振興基金、8万8千円の内容についてご説明申し上げます。本年9月議会におきまして太宰府市から財団法人太宰府市国際交流協会への出資金2億円のうち、1千万円を本協会の基本財産とし、残る1億9千万円を本市に返還されたことを受けまして、その1億9千万円を国際交流振興基金積立金として補正予算に計上させていただき、議決をいただいたところでございます。今般、その運用利息が確定いたしましたので、利息額8万8千円を今回の補正予算に計上するものであります。なお、この積立金につきましては歳入に関係がありますので、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金に国際交流振興基金に同額の8万8千円を計上しているものであります。

説明は以上です。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に20、21ページをお開きください。

6款1項2目、農業総務費の職員給与費について説明をお願いします。

商工農政課長。

○商工農政課長（大田清蔵） 説明します。6款1項2目、農林水産業費、農業費、農業総務費、職員給与費の151万4千円について説明します。2節の給料、3節の職員手当、並びに4節の共済費につきましては平成24年度当初予算編成時にそれぞれの部署の職員数等見込んで計上しておりましたが、その後、人員配置及び人事異動等調整に伴い、151万4千円を増額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に7款1項4目、観光費の観光施設整備費について説明をお願いします。

観光交流課長。

○観光交流課長（篠原司） それでは細目292、観光施設整備費、13節委託料の駐車場警備委託料の内容につきましてご説明申し上げます。当初予算におきましては太宰府天満宮への参拝客等による交通混雑の緩和策として、正月三が日の三日間につきまして臨時駐車場を五箇所設置する予定といたしております。こうした中、来年の正月からの九州国立博物館の特別展につきましては東京で大変好評であったボストン美術館展が開催されることになり、昨年正月に開催されておりますゴッホ展並みの入館者数が見込まれております。また、近年、元旦から最初の日曜日まで太宰府天満宮参拝客等により大変な交通渋滞が発生している現状等を総合的に判断いたしまして、交通渋滞の緩和を図るため、駐車場の設置、警備員等の配置期間を延長する計画といたしたところであります。具体的には、太宰府小学校につきましては1月4日金曜日から6日日曜日までの三日間の開放、また、太宰府市役所につきましては1月5日の土曜日と6日日曜日の二日間開放の合計五日分の駐車場設置、警備員の配置等の費用として57万8千円を補正予算として計上しているものであります。

説明は以上です。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に8款1項1目、土木総務費の職員給与費について、説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 職員給与費1,375万円の減についてご説明いたします。2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては平成24年度の当初予算編成時にそれぞれの部署において職員数等を見込んで計上しておりましたが、その後の人員配置、及び人事異動等調整に伴う額と合わせまして今回一般職員給836万8千円の減、職員手当等341万6千円の減、共済組合負担金196万6千円の減と補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に、22、23ページをお開きください。

8款2項2目、道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修関係費及び3目、道路新設改良費の道路新設改良事業関係費について、続けて説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） それではご説明いたします。道路橋梁維持補修関係費の需用費の修繕料400万円についてご説明いたします。この修繕料は道路舗装の亀裂、陥没、段差に伴いまして道路を通行いたします車両及び自転車、歩行者等の安全上危険な状況が発見された場合に緊急に対応するものでございます。今年度は四月から九月の修繕分といたしましてすでに1,140万円支出しておりまして、今後、来年の三月までの修繕料といたしまして、約760万円見込んでおりまして、補正額として400万円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、道路新設改良費の委託料、工事設計監理委託料の500万円についてご説明させていただきます。この設計監理委託費につきましては平成25年度に社会資本整備総合交付金事業を行います。その中で道路改良及び舗装の補修工事の設計をするものでございます。本年度中に設計を行いまして、平成25年度に早期の工事発注を行うため今回補正をさせていただくものです。

よろしく願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑を行う際はどの補正予算についての質疑かを明確にしてからお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に8款4項1目、都市計画総務費の都市計画区域変更等関係費及び2目、公園事業費の公園改良関係費について、続けて説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 8款4項1目、都市計画総務費、230の都市計画区域変更等関係費についてご説明をさせていただきます。1節報酬、9節旅費につきましては附属機関として設置をいたします。佐野東地区まちづくり構想検討委員会を三回開催する費用といたしまして予算を計上いたしております。13節委託料、佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料につきましては会議資料の作成、会議録の作成など、会議運営の支援について委託をするものでございます。関連がございますので、債務負担行為、5ページについてご説明させていただきたいと思っております。第三表、債務負担行為補正のうち、佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料についてご説明をさせていただきます。平成25年度の附属機関による審議を受けまして佐野東地区まちづくり構想等検討委員会にお諮りしながら新駅、土地利用、道路計画などを含めました佐野東地区のまちづくり構想の策定を平成26年度までに進めるものでございます。

次に公園改良費につきまして、2目公園事業費の231、公園改良関係費についてご説明をいたします。15節工事請負費150万円を計上させていただいております。水城ヶ丘区、水城五丁目5番付近の緑地につきましては大雨等によります法面崩壊防止のため工事に着手いたしまして樹木の伐採を行っております。その伐採後の現場の法面の状態から、コンクリート枠によります補強を行う範囲を広げることが妥当と判断をいたしまして追加工事を行うものでござい

す。これに関連いたしまして、歳入12ページ、13ページについて、ご説明をさせていただきます。21款市債、1項市債の3目土木債、5の自然災害防止事業債についてご説明をさせていただきます。緑地保全工事の財源といたしましては、自然災害防止事業債を充当しておりますけれども、地方債の対象となります事業が増加いたしましたので、240万円の追加補正をいたしております説明は以上でございます。地方債の詳細につきましては6ページでございます。第4表、地方債補正のとおりでございます。歳出22、23ページにお戻りいただきたいと思います。この歳入の関係から8款土木費、4項都市計画費、2目公園事業費の財源充当には市債の欄で240万円の財源を充当いたしまして、補正額との差額を一般財源で調整を行っております。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑を行う際はどの補正予算についての質疑かを明確にしてからお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に同じく6目、土地開発費の地域狭隘道路拡幅事業関係費について、説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 地域狭隘道路拡幅事業関係費1,944万円についてご説明させていただきます。この地域狭隘道路拡幅事業につきましては農地転用及び建築時等の際に道路用地として無償提供していただきまして、道路用地の測量、分筆、登記事務、構築物等の移転補償並びに改良工事を行う事業であります。セットバックは地権者の建築計画等との関係がありまして、来年の三月までに現在のところ、約15件のセットバックが見込まれています。建築時の外溝とセットバックの改良工事は切り離せないものでございまして、今回につきましては委託料の測量及び分筆登記書類作成委託料として144万円、それから15節の工事請負費といたしまして1,500万円、それから22節、補償、補填及び賠償金といたしまして1,000万円につきまして今回補正をさせていただくものでございます。それから関連があります歳入についてでございます。10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳入の14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、それから2節、都市計画等の事業費補助金につきましては社会資本整備総合交付金の地域狭隘道路整備等促進事業の補助率5割といたしまして、補助金972万円を追加補正するものでございます。それから歳入の市債でございます。12、13ページでございます。市債につきましては土地開発関係事業債といたしまして補助残の9割として870万円の補正をするものでございます。それから地方債でございます。6ページ。土地開発関係事業債の補正額の870万円を追加いたしまして補正後は2,370万円となるものでございます。

申し訳ありません。先ほど私、補助率を10分の5と申し上げましたけれども、10分の5.5で

ございます。55%の補助率でございます。訂正をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

原田委員。

○副委員長（原田久美子委員） 23ページの地域狭隘道路拡幅事業関係費の狭隘の隘の字が漢字になっております。そして11ページの14款のところでは狭あいのあいが平仮名になってますけど、これは合わせなくてもよろしいんでしょうか。

○委員長（後藤邦晴委員） 建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 狭あいのあいにつきましては常用漢字にないということで、平成25年度の予算書では漢字の隘から平仮名にしております。今回、平成24年度につきましてはすでに漢字の隘という字を使っておりますので、平成24年度につきましてはこのとおりにいきたいと思っております。

○委員長（後藤邦晴委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これ、セットバックとおっしゃったけど、セットバックの場所というのは、いくつかわかる場所ありますか。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 現在予定をしておりますセットバックにつきましては15件でございまして、自治会の名前といたしましては坂本が2件、通古賀が4件、それから国分が1件、吉松が2件、都府楼南が1件、連歌屋が2件、宰府が1件、朱雀が2件でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に26、27ページをお開きください。

11款2項2目、林業施設災害復旧費の災害復旧関係費について、説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊藤勝義） 災害復旧関係費の工事請負費、災害復旧工事88万3千円についてご説明させていただきます。この災害復旧工事は今年の7月13日から14日にかけます大雨によりまして、林道四王寺線の山側の法面が崩壊したところの災害復旧工事でございます。この災害復旧工事の災害査定が10月の中旬に行われまして、災害査定の結果、災害復旧工事が208万3千円となりました。その結果88万3千円を今回補正させていただくものでございます。つづきまして歳入でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、2項国庫補助金、5目の災害復旧費国庫補助金、1節の農林水産業施設災害復旧事業費補助金でございます。これにつきましては災害査定によりまして工事費の増加が認められました。補

助金につきましては5割でございます。104万1千円になりますので44万1千円の追加補正をさせていただくものでございます。続きまして市債でございます。12、13ページでございます。21款市債、1項市債、7目災害復旧費の2節、現年発生補助災害復旧事業債でございます。これにつきましては今回、事業債といたしまして90万円となりますことから50万円を今回追加補正をさせていただくものでございます。それから、関連いたしますので、合わせまして地方債でございます。6ページです。現年発生補助災害復旧事業債40万円から140万円に補正後となっております。この100万円のうちの50万円につきましては今回の災害復旧によります一切の増加分でございます。

以上でございます。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で歳出の審査を終了します。

続いて歳入の審査に入ります。

おはかりします。

今回の当委員会所管分の歳入補正予算の多くは歳出の財源として計上されていますので、歳出で説明を行ったものについては特段の補足説明がある場合を除いて、質疑のみ行いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 異議なしと認め、特段の補足説明がある場合を除いて、質疑のみ行います。

10、11ページをお開きください。

14款2項3目、土木費国庫補助金、「社会資本整備総合交付金」として972万円。同じく5目、災害復旧費国庫補助金、「林道災害復旧事業費補助金」として44万1千円が補正されています。

建設課長。補足説明はありますか。

○建設課長（伊藤勝義） 申し訳ありません。先ほど私55%と言いましたけれども、私の勘違いでございます。補助率は5割でございます。訂正をさせていただきたいと思います。それ以外補足はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に16款1項2目、利子及び配当金「国際交流振興基金利子」として8万8千円が補正されています。

観光交流課長。補足説明はありますか。

○観光交流課長（篠原司） 特にございません。

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に12、13ページをお開きください。

21款1項3目、土木債の3節、「地域狭あい道路拡幅事業」として870万円。同じく5節、「自然災害防止事業」として240万円が補正されています。

まず、建設課長。補足説明はありますか。

○建設課長（伊藤勝義） 特別に補足はありません。

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を行います。質疑はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。補足説明はありますか。

○都市整備課長（今村巧児） 補足はございません。

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に同じく7目、災害復旧債の2節のうち、林業施設災害復旧事業債として50万円が補正されています。

建設課長。補足説明はありますか。

○建設課長（伊藤勝義） 補足はありません。

○委員長（後藤邦晴委員） 質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で歳入の審査を終了します。

次に5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正です。上から三段目、「佐野東地区まちづくり構想等策定業務委託料」について、お願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（今村巧児） 先ほど歳入、歳出と合わせてご説明いたしましたので、追加の説明はございません。

○委員長（後藤邦晴委員） 説明は終わりました。質疑を行います。

債務負担行為補正について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 次に6ページをお開きください。

第4表、地方債補正です。

当委員会の所管分は「土地開発関係事業債」、「自然災害防止事業債」、そして「現年発生補助災害復旧事業債」のうちの50万円です。これらは先ほど歳出、歳入と合わせて説明を受けました。改めて補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

建設課長。補足説明はありますか。

○建設課長（伊藤勝義） 補足はありません。

○委員長（後藤邦晴委員） 都市整備課長。補足説明はありますか。

○都市整備課長（今村巧児） 追加説明はございません。

○委員長（後藤邦晴委員） 地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で議案第58号の当委員会所管分の審査を終えますが、歳入、歳出、その他について質疑もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 一ついいですか。観光交流のほうで正月とかの警備、交通整理なんですけども、前にどなたか議員さんもおっしゃったと思いますけど、五条の駅とかの交通整理されてる方が四名くらい立ってあると思うんですけど、一番分かる人を必ず据えとってくれというのを要望しとってください。といいますのが、車が黄色とか赤とかなりよっても入り込んでくるんですよね。かえっていらっしゃるばっかりにごった返すことがあるんです。それだけを特に注意させていただきたいなと。慌てて赤になって入り込んでこられたのを交通整理の方が飛び出していって、そこを制御されよるんですけど、かえってごたごたになる時があるんです。そこをちょっと要望しとっていただけませんか。よろしくお願いします。要望でいいです。

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で審査を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（後藤邦晴委員） 全員挙手です。

したがって、議案第58号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（後藤邦晴委員） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤邦晴委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委

員長に一任することに決定いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第２７条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成２５年２月２０日

建設経済常任委員会 委員長 後 藤 邦 晴